

青森市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年青森市条例第五号)の一部改正【第二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第四条一第<u>第三十三条の三</u>)</p> <p>第三章～第六章 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 第十七条第五項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十一条第二項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十三条第三項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>目次</p> <p>第一章 [略]</p> <p>第二章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (第四条一第<u>第三十三条の二</u>)</p> <p>第三章～第六章 [略]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 第十七条第五項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十一条第二項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十三条第三項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 特別養護老人ホームに青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）</u> <u>第一百条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）</u> <u>第一百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）</u>、<u>青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）</u> <u>第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第六十三条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所</u></p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>介護の事業を行う事業所又は青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十一号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第二十四条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十三条第一項第二号に掲げる医師<u>及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければ</p>	<p>（緊急時等の対応）</p> <p>第二十四条の二 特別養護老人ホームの設置者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十三条第一項第二号に掲げる医師_____</p> <p>_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければ</p>

改正後	改正前
<p>ばならない。</p> <p><b>2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</b></p> <p>(施設長の業務)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、特別養護老人ホームの施設長に、当該特別養護老人ホームの職員に第九条から第十一条まで及び第十四条から<b>第三十三条の三</b>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p><b>第二十九条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。</b></p>	<p>ばならない。</p> <p>[追加]</p> <p>(施設長の業務)</p> <p>第二十五条 [略]</p> <p>2 特別養護老人ホームの設置者は、特別養護老人ホームの施設長に、当該特別養護老人ホームの職員に第九条から第十一条まで及び第十四条から<b>第三十三条の二</b>までの規定を遵守させるために必要な指揮命令に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>(協力病院等)</p> <p><b>第二十九条 特別養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</b></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>二 当該特別養護老人ホームの設置者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 特別養護老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努め</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>4 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第三十三条の三 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u>  <u>に開催しなけれ</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>ばならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第四十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から<u>第三十三条の三</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の三</u>まで」</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十二条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第四十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から<u>第三十三条の二</u>までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の二</u>まで」</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「第三十六条及び第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五條まで、第二十六條の二及び第二十八條から<u>第三十三條の三</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 <u>地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>とあるのは「第三十六条及び第三十八条から第四十三条まで並びに第四十四条において準用する第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五條まで、第二十六條の二及び第二十八條から<u>第三十三條の二</u>まで」と読み替えるものとする。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第四十七条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 <u>地域密着型特別養護老人ホームに青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医</u></p>





改正後	改正前
<p>談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 2～1 4 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十条 第四条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第三十一条まで及び<u>第三十三条から第三十三条の三まで</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の三まで</u>」とあるのは「第四十八条及び第四十九条並びに第五十条において準用する第九条から第十一条まで、第十四条から</p>	<p>談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>1 2～1 4 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第五十条 第四条から第十一条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条から第三十一条まで、<u>第三十三条及び第三十三条の二</u>の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四条から<u>第三十三条の二まで</u>」とあるのは「第四十八条及び第四十九条並びに第五十条において準用する第九条から第十一条まで、第十四条から</p>

改正後	改正前
<p>第十七条まで、第十九条から第三十一条まで及び<u>第三十三條から第三十三條の三まで</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、第二十六條の二、第二十八條から第三十一条まで、<u>第三十三條から第三十三條の三まで</u>、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三條第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三條第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四條から<u>第三十三條の三まで</u>」とあるのは「第五十四条において準用する第十条、第十一条、第十四條から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、第二十六條の二、第二十八</p>	<p>第十七条まで、第十九条から第三十一条まで、<u>第三十三條及び第三十三條の二</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第五十四条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五条まで、第二十六條の二、第二十八條から第三十一条まで、第三十三條、<u>第三十三條の二</u>、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十一条第二項第三号中「第十七条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三條第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三條第三項」と、第二十五条第二項中「第九条から第十一条まで及び第十四條から<u>第三十三條の二まで</u>」とあるのは「第五十四条において準用する第十条、第十一条、第十四條から第十六条まで、第二十条、第二十二條から第二十五條まで、第二十六條の二、第二十八</p>

改正後	改正前
<p>条から第三十一条まで、第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条」と読み替えるものとする。</p>	<p>条から第三十一条まで、第三十三条、第三十三条の二、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条」と読み替えるものとする。</p>